

GLOBAL ACCOUNTING

Chapter 2

会計基準の国際的調和と限界

本章の目的

- 会計基準の国際的調和に向けて活動する国際会計基準委員会(IASC)とIASCが設定する国際会計基準(IAS)に関して、以下の3つの点を理解する。
 - IASC設立の経緯
 - IASCの会計基準の国際的調和に向けた活動内容
 - IASによる会計基準の国際的調和の限界
- 国際会計基準審議会(IASB)が設立された背景が明らかになる。

SEC.1 国際的な会計研究の嚆矢

- MNEsの事業活動のグローバル化および資金調達のグローバル化を受けて、**国際会計士会議(International Congress of Accountants)**等では、**会計基準の国際的調和および統一の必要性**が提唱されるようになった。

1957

- 第7回国際会計士会議
- () の必要性が提唱

1962

- 第8回国際会計士会議
- **会計基準と監査基準の国際的統一の可能性**が示唆

1966

- イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)、カナダ勅許会計士協会(CICA)、およびアメリカ公認会計士協会(AICPA)の各会長の会談

() (AISG)の設立

AISGは20編の報告書を公表して、その後のIASCが公表した**国際会計基準 (IAS)**の基礎となった。

SEC.2 IASCの設立

- AISGの設立後、世界のさまざまな国々で会計不正や企業破綻が起こり、企業社会と会計専門職に対する批判が生じた。

⇒国際的に利用される会計基準を設定する国際組織の必要性

1972

- 第10回国際会計士会議
- ICAEW、CICA、およびAICPAの会長にスコットランド勅許会計士協会(ICAS)の会長が加わって、国際的に利用される会計基準を設定する国際組織の設立が提案

1973

- () (IASC) 設立
- (アメリカ、イギリス (アイルランドを含む)、オーストラリア、オランダ、カナダ、ドイツ、フランス、メキシコおよび日本の9カ国の会計士協会の代表)

• IASCの当初の目的

- 公共の利益のために、監査される財務諸表の作成にあたり遵守されるべき会計基準を設定および公表し、それらの基準が世界的に受け入れられて遵守されるように努力すること

- 1984年 49カ国63職業会計士団体から構成される**国際会計士連盟(IFAC)**の加盟団体がIASCに加盟することで、IASCの加盟団体が増加＝IASCが国際的な会計基準設定主体に向けて活動
 - 改訂版**IASCの目的**
 - 財務諸表の作成提示にあたり、準拠すべき会計基準を公共の利益のために公表し、かつこれが世界的に承認され遵守されることを促進し、
 - 財務諸表の作成提示に関する規則、**会計基準および手続の改善および調和に向けて広く活動**すること
- = （ ） の達成への活動表明

- IASCは民間機関であり公的機関でない。= 各国の会計基準をIASに準拠させるような（ ）がない。
- IASCは、会計基準の設定にあたり、各国の会計環境を考慮してさまざまな会計基準等をできる限り相互に調整することによって最大公約数的な会計基準をまとめるように活動してきた。
- その結果、IASCが設定するIASの多くは、類似する（ ）に複数の（ ）を容認してきた。

- IASCの構成メンバーは、必ずしも各国の（ ）でない。

= IASに従って財務報告を行う企業および何らかの形でIASを自国の会計基準として受け入れる国はほとんど現れず、IASCの活動は形骸化していった。

1987

- () (IOSCO)が、IASCの諮問グループ (Consultative Group)

IOSCO：各国の証券市場を規制する機関等から構成されており、国際的な証券市場において規制を行う権威をもった国際的な組織

1988

- IOSCO総会において、**多国間証券登録制度**とそのための**国際的開示制度の開発の必要性**から、**財務諸表の** () という問題に取り組むため、**IASCの活動を支持していく方針を表明**

IASCの活動への () 付与

SEC.3 財務諸表の比較可能性・改善作業プロジェクト

1987

- 比較可能性・改善作業プロジェクトのスタート

1989

- 公開草案第32号(E32)『財務諸表の比較可能性』公表
- 概念フレームワーク『財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク』公表

1990

- 趣旨書(Statement of Intent)『財務諸表の比較可能性』

() を基礎とした
() 法(deductive approach)による会計基準
の設定

(1)『財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク』（1989年概念フレームワーク）

・ 1989年 IASC概念フレームワークの目次

- ① 財務諸表の目的
- ② 財務諸表の質的特性
- ③ 財務諸表の構成要素
- ④ 財務諸表の構成要素の認識
- ⑤ 財務諸表の構成要素の測定

・ IASC は、

財務諸表の（ ）を念頭に、会計基準の国際的調和を達成するために、概念フレームワークの構築によって会計基礎概念を確立して、理論的に（ ）した会計基準の設定を意図していた。

(2)公開草案第32号・趣旨書『財務諸表の比較可能性』

- ・ IASが認めている代替的处理を除去するために公表
- ・ 代替的处理の削減での規準
 - ① 現在の世界的な実務並びに各国の会計基準、法律および「一般に認められた会計原則」(GAAP)の趨勢
 - ② IASCの『財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク』（当時は公開草案(ED)）への準拠
 - ③ 規制監督者およびその代表団体、例えば、IOSCO等の見解
 - ④ 同一のIASの中での首尾一貫性と他のIASとの首尾一貫性
- ・ 趣旨書での提言
 - ・ 代替的处理を採用している企業の場合、優先的处理を採用した場合との純利益および株主持分の差額に関する（ ）表の作成・開示
→多くの反対意見があり、最終的には任意となった。
 - ・ IASの多くの代替的处理を削除したが、すべてはできなかった。
＝財務諸表の比較は困難

SEC.4 IASの承認と課題

1993

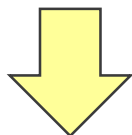
- IOSCOが**40の** ()
(Core Standards)のリスト作成

コア・スタンダード：多国間公募で用いられる財務諸表を作成する際に利用される会計基準が備えるべき最小限の（必須の）会計基準

2000

- IOSCOはIASの評価を終えて、**30のIASをコア・スタンダード**として承認

世界の資本市場で資金調達および上場する企業に対して、IASにしたがって財務諸表を作成することを認める ()



会計基準の国際的調和の達成 ???

IOSCOの勧告における特記事項

- ① 今回の決議の対象は、多国籍の発行体とその本国以外で行うクロスボーダーの（ ）に関するものであり、……
 - ② （ ）として承認されたものが、30のIASとそれらに付随する解釈指針に限られるもの
 - ③ 各国の監督当局に、必要に応じて、（ ）(reconciliation)、（ ）(disclosure)、および（ ）(interpretation) といった追加的措置が容認
- ・ 調整：IASの下で適用される方法と異なった会計処理を適用する場合の影響を示すために、特定の項目に対する調整を求める。
 - ・ 開示：財務諸表の表示あるいは注記において追加的開示を求める。
 - ・ 解釈：IASの中に規定された特定の代替的処理の使用について、あるいはIASが不明確または何も規定していない場合における特定の解釈について明示する。

- IOSCOが、IASをコア・スタンダードとして承認したにもかかわらず、世界で最大の証券市場を有する**アメリカの規制機関である**
（ ） **(SEC)** と会計基準の設定主体である
（ ） **(FASB)** が、IASを承認しなかった。

- 理由

- ① IASCが依然としてIASの中で（ ）**処理**を容認していたこと、および
- ② それにもかかわらず（ ）**表の作成**を義務づけなかったこと

IASCによる会計基準 の国際的調和の限界

組織改革による会計基準の 国際的統一・収斂へ

() (IASB)の設立